

面会交流援助申請のてびき

令和6年5月改訂
外務省ハーグ条約室

- この「面会交流援助申請のてびき」は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）に基づき、日本におけるハーグ条約上の中央当局である外務大臣に対して、日本国面会交流援助申請及び外国面会交流援助申請を行う際の申請書類等について説明しているものです。
- この「てびき」に基づいて申請書類の準備を始める前に、必ず日本国の中央当局（外務省）ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>）を参照し、申請の却下事由に該当しないかどうか事前に確認してください。

《目次》

(頁)

1. 全般的な留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 必要書類	
(2) 様式の入手	
(3) パソコンによる記載	
(4) 記載言語	
2. 面会交流援助申請書・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 記載上の注意	
(2) 子の所在の特定に資する情報の記載に関する留意点	
(3) 各ページの記載についての説明	
(4) 面会その他交流をすることができたことに関する説明欄について・・・・・・・・	10
3. 2人目以降の子に関する追加ページ・・・・・・・・	12
4. 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(1) 添付書類の詳細	
(2) 要件を満たす書類が入手できない場合・・・・・・・・	19
(3) 添付書類の省略	
5. 添付書類一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	21
6. 申請書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・	22
7. 申請後の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	22
8. 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・	23

1. 全般的な留意事項

(1) 必要書類

日本国の中央当局に対し面会交流援助申請を行う際に必要な書類は、以下の4種類です。各書類の詳細は、それぞれの右欄に記載された箇所を御覧ください。

<面会交流援助申請に必要な書類>	本てびき内の該当箇所
① 面会交流援助申請書	2. (P 2～12)
② 2人目以降の子に関する追加ページ(2人以上の子との面会その他の交流に関する援助を求める場合のみ)	3. (P 12)
③ 添付書類	4. (P 12～20)
④ 添付書類一覧表	5. (P 21)

(2) 様式の入手

これらの申請に必要な書類のうち①、②及び④については、それぞれに様式(日本語及び英語)が定められています。日本国の中央当局ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>)からダウンロードして入手してください。

(3) パソコンによる記載

いずれの様式も、入力可能なPDFファイル形式で日本国の中央当局ホームページに掲載されています。申請書の各項目は、可能な限り手書きではなくパソコン等を用いて入力してください。また、パソコン等の利用が困難な環境にあり、やむを得ず手書きで記入する場合には、楷書体及びブロック体で、一文字一文字を分けて、はっきりと記載してください。

(4) 記載言語

日本国の中央当局に対する援助申請は、日本語又は英語でのみ行うことができます。様式が定められている書類(①、②及び④)については、日本語の様式に日本語で記載、又は英語の様式に英語で記載したものを御提出ください(日本語又は英語以外の言語による記載が求められている欄を除く)。また、添付書類のうち日本語又は英語以外の言語で記載されたものには、日本語又は英語による翻訳文を添付してください。

2. 面会交流援助申請書

(1) 記載上の注意

申請書の記載事項に不備がある場合には、申請書の補正が必要となる又は申請が却下される可能性がありますので、申請書は丁寧かつ詳細に記載してください。

なお、申請書の審査及び援助を迅速に行うため、記載欄が空欄である場合は、当該事項が不明である、又は当該事項に関する希望がないものとみなします。

(2) 子の所在の特定に資する情報の記載に関する留意点

申請に係る子の所在が不明であり、中央当局が子及び子と同居している者の所在を特定する必要がある場合、情報が多ければ多いほど、迅速かつ的確に所在を特定できる可能性が高くなります。

このため、申請書の「申請に係る子」(P 2)、「子との面会その他の交流を妨げていると思料される者」(P 3)、及び「子と同居していると思料される者」(P 5)の各欄については、以下の点に留意の上、できる限り詳細な情報を記載してください。

① 一つの項目に該当する情報が複数ある場合は、判明している全ての情報を記載する。

例：子と同居していると思料される者の電子メールアドレスを3つ知っている場合には3つとも記載する。3つのメールアドレスの用途、使い分け(仕事用、プライベート用等)が判明している場合は、それも付記する。

② 正確な情報が分からず、漠然としか把握していない場合や、記憶が曖昧な場合にも、分かる範囲の情報を記載する。

例：子の正確な住所は分からないが、子の祖父母から得た情報で、子が関東地方に居住していることが分かっている場合は、子の住所欄に「子の祖父母から得た情報によると関東地方に在住している。」などと記載する。

③ 最新情報ではない古い情報についても、その旨を明記した上で記載する。

例：子の現在有効な旅券の情報は分からないが、無効になった以前の旅券の情報がある場合、子の旅券情報の欄に、古い無効になった旅券の情報であることを付記した上で、古い旅券の情報を記載する。

また、欄が不足して、必要な情報が記載できない場合には、情報を記載した別紙を添付して差し支えありません。その場合は、申請書の該当欄に必ず、別紙を添付している旨を記載してください。

(3) 各ページの記載についての説明

各記載項目についての説明は次ページ以降を御参照ください。

➤ 申請書 P 1

氏名等を、英語及びその他言語等でも記載いただくのは、外国中央当局との連絡や、外国語への翻訳に用いるためです。

国籍国や居住国等で、日本語、英語以外の言語による氏名の記載を用いている場合には、「その他言語」欄に氏名を当該言語で記載してください。

面会交流援助申請書

「き」をお読みの上、同要領の指示に従って記載してください。

してください。

氏名	日本語 フリガナ 漢字 姓	名
	英語 姓	
	その他言語 (あれば) 言語名	
生年月日		日
国籍	職業	
子との関係	<input type="checkbox"/> 父	
住所又は居所	国名	
電話番号	+ () - (0) -	
携帯電話番号	+ () -	
ファックス番号	+ () -	
電子メールアドレス		
身分証明書情報	身分証明書の	
弁護士等の情報 (本申請に関)		
氏名	日本語 フリガナ 漢字 姓	
	英語 姓	
	国名	
事務所の所在地		
電話番号		
ファックス番号		
電子メールアドレス		
資格	国名	資格名
中央当局からの連絡先		

「生年月日」欄
元号ではなく西暦で記載してください (次ページ以降も同じ)。

「国籍」欄
2つ以上の国籍を有する場合は、全ての国籍を明記してください。

「住所又は居所」の欄
申請者の住所又は居所を記載してください。申請に係る子の所在地とこの欄に記載された住所が同一の国内にある場合には、申請が却下されます。

「電話番号」等の欄
中央当局から連絡を取る際の連絡先となりますので、連絡のとれる電話番号等を記載してください。

「身分証明書情報」欄
以下①から③の要件を満たす身分証明書の情報を記載するとともに、当該身分証明書の写しを添付してください (詳細は、本てびき P13 の①を御確認ください)。
① 申請者の氏名、住所等及び生年月日が記載されたもの
② 官公庁、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関から発行され、又は発給されたもの
③ 申請の日において有効なもの

「弁護士等の情報」欄
本申請に関し、弁護士等に依頼している場合は、弁護士等の情報をこの欄に記載してください。この欄に記載のない弁護士等の代理人が、案件の具体的内容について中央当局と連絡を取るには、別途委任状が必要となりますので御注意ください。

「資格」欄
弁護士等有している資格の国名及び資格名を記載してください。

「中央当局からの連絡先」欄
チェックが付された方に優先して連絡しますが、連絡が取れない場合等にはチェックが付されていない方に連絡することがあります。

※2人以上の子について面会交流援助申請を行う場合、このページには1人目の子について記載し、2人目以降の子については「2人目以降の子に関する追加ページ」に記載してください。

➤ 申請書 P 2

2 申請に係る子	
氏名	日本語
	英語
	その他言語(あれば)
別名(あれば)	
生年月日	
国籍	
出生地 (日本国籍の場合、本籍地)	
面会その他の交流をすることができなくなる直前の常居所	
現在の住所又は居所 (判明していれば)	
電話番号	
携帯電話番号	
ファックス番号	
電子メールアドレス	
旅券情報 (保有する全ての旅券の情報を記載してください。)	
身分証明書情報 (旅券情報を記載できない場合のみ)	
身体的特徴	
その他、所在を特定するために有用な情報	

「氏名」欄
日本国籍を有する場合又は3か月を超えて日本に在留する外国人等については、可能な限り日本国の住民基本台帳ネットワークシステムに登録されている氏名(住民票、住民基本台帳カード又は個人番号カード(マイナンバーカード)に記載されている氏名)と同一のものを記載してください。

「別名」欄
氏名欄に記載した正式な氏名の他に、通称や使用している可能性がある別名がある場合はこの欄に記載してください。
また、両親の結婚、離婚等によって氏名に変更があった場合には、変更前の氏名を記載してください。

「生年月日」欄
元号ではなく西暦で記載してください。
なお、子の年齢が16歳以上の場合は、申請が却下されます。

「国籍」欄
2つ以上の国籍を有する場合は、全ての国籍を明記してください。

「面会その他の交流をすることができなくなる直前の常居所」欄
子と面会その他の交流をすることができなくなる直前の常居所の国名、住所及び居住期間を記載してください。
なお、子と面会その他の交流をすることができなくなる直前の常居所が条約締約国でない場合、申請が却下されます。

「現在の住所又は居所」、「電話番号」等の欄
現在の情報を記載してください。現在の住所や連絡先を把握してない場合もあると思いますが、所在を特定するために必要な情報ですので、分かる範囲の情報を記載してください(本てびきP2の2.(2)を併せて御確認ください。)

「旅券情報」欄及び「身分証明書情報」欄
子の旅券(パスポート)の情報、又は旅券情報が不明な場合には可能な限り以下の①②の要件を満たす身分証明書の情報を記載するとともに、当該書類の写しを添付してください(詳細は本てびきP14の②を御確認ください。)
① 氏名及び生年月日が記載されているもの
② 官公庁、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関から発行され、又は発給されたもの

身長はセンチメートル(cm)単位、体重はキログラム(kg)単位で記載してください。正確な情報が分からない場合も、大まかな数値を記載してください。

「その他、所在を特定するために有用な情報」欄
上記の欄に記載できない情報(2つ目以降の電話番号、電子メールアドレス、旅券情報、身分証明書情報等)はこの欄に記載してください。また、その他、子の所在の特定につながる情報を可能な限り多く記載してください。(次ページ以降も同様。)

➤ 申請書 P 3

3 子どもの面会その他の交流を妨げていると思料される者				
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓	名	
	英語	姓	ミドルネーム (あれば)	名
	その他言語 (あれば)	言語名	姓	ミドルネーム (あれば) 名
別名 (あれば)	フリガナ	名		
生年月日		年	月	日
国籍		職業		
子どもの関係	<input type="checkbox"/>	前ページの各項目についての説明を御参照ください。		
出生地 (日本国籍の場合、本籍地)	国名	語及び現地語を併記してください。)		
住所又は居所 (判明していれば)	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
電話番号	国番号	+ () - (0) - -		
携帯電話番号	国番号	+ () - (0) - -		
ファックス番号	国番号	+ () - (0) - -		
電子メールアドレス		@		
旅券情報 (保有する全ての旅券の情報を記載してください。)	発行	「ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害の主張」欄 申請者が虚偽の主張であると考えている場合も含めて、子どもの面会その他の交流を妨げていると思料される者がDV被害を主張している、又は主張する可能性がある場合は、該当する欄をチェックしてください。		
身体的特徴	身長			
ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害の主張	<input type="checkbox"/>	子どもの面会その他の交流を妨げていると思料される者はDV被害を主張している、又は主張する可能性がある。		
	<input type="checkbox"/>	DV被害を主張しておらず、今後も主張する可能性はない。		
子どもの同居	<input type="checkbox"/>	子どもの面会その他の交流を妨げていると思料される者は現在も子と同居している、又は同居している可能性がある。		
	<input type="checkbox"/>	現在は子と同居していない。		
その他、所在を特定するために有用な情報	例：追加的な情報を提供できる可能性のある人物 (氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子どもの面会その他の交流を妨げていると思料される者が、現在は子と同居していない場合でも、子の所在についての情報を有している可能性が高い場合は、その旨を「その他、所在を特定するために有用な情報」欄に記載してください。また、その他、子の所在の特定につながりうる情報を可能な限り多く記載してください。			

➤ 申請書 P 4

4 申請者が子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき申請者が子と面会その他の交流をすることができ、かつ、申請者の子との面会その他の交流が妨げられていることを明らかにするために必要な事項			
	<table border="1"> <tr> <td>根拠法令 法律名</td> <td>条文番号</td> </tr> </table>	根拠法令 法律名	条文番号
根拠法令 法律名	条文番号		
申請者が子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき、申請者が子と面会その他の交流をすることができたことに関する説明	<p>説明</p> <p>「根拠法令」欄</p> <p>申請者が子と面会その他の交流をすることができた根拠となる、申請者が子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令の、法律名及び条文番号を記載してください。また、当該条文を添付書類として提出してください(詳細は本てびき P 17 の⑦を御確認ください。)。2つ以上の法令が根拠になる場合は、全て記載してください。</p> <p>なお、上記国又は地域の国際私法(抵触法。どの国の法律が適用されるべきかを定めた法令等)の規定に基づいて、上記国又は地域以外の国・地域の法令が適用される場合には、当該国名・地域名、法律名及び条文番号も、併せて記載してください。</p>		
	<p>「説明」欄</p> <p>記載の方法及び記載例は、本てびきの P 10～P 12 を御確認ください。</p> <p>2人以上の子について申請を行う場合には、申請に係る子全員と面会その他の交流をすることができたことに関する説明を記載してください。</p>		
	<p>「子との面会その他の交流をすることができなくなった日時、場所及び状況」欄</p> <p>子との面会その他の交流をすることができなくなった状況を詳しく記載してください。</p> <p>2人以上の子に関する面会交流援助申請を行う場合には、申請に係る子全員について面会その他の交流をすることができなくなった日時、場所及び状況を記載してください。</p>		
子との面会その他の交流が妨げられている状況	<p>「子との面会その他の交流が妨げられている状況」欄</p> <p>子との面会その他の交流が妨げられている状況を詳しく記載してください。</p> <p>2人以上の子について面会交流援助申請を行う場合には、申請に係る子全員について面会その他の交流が妨げられている状況を記載してください。</p>		

➤ 申請書 P 6

6 その他			
関連する 係争中の 民事手続	日本国内	裁判所名	事件番号等
		詳細	
	日本国外	国名	
		詳細	
関連する刑事訴 追の有無	<input type="checkbox"/> 子との面会その他の交流を妨げていると思料される者、又は子と同居していると思料される者は刑事訴追されている（該当する場合、詳細を記載してください）。		
	<input type="checkbox"/> 国名		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
所在の特定	<input type="checkbox"/> 中央当局による子及び子と同居している者の所在の特定を希望する。 <input type="checkbox"/> 中央当局による所在の特定を必要としない。		
中央当局が 講ずべき措置 (日本国に所在す る子との面会交 流申請の場合の み)	<複数選択可> <input type="checkbox"/> ① 合意による子との面会その他の交流の実現を目指し、中央当局から子と同居している者との連絡を取っても差し支えない。 <input type="checkbox"/> ② 中央当局が、子と同居している者と接触しないことを希望する。		
その他、中央当 局への要望等	子と同居している者による子の再連れ去りを防止するため、裁判所への申立てを行うまで、中央当局が子と同居している者と接触しないことを希望する場合、この欄にチェックしてください。 なお、この欄にチェックが行われた場合、中央当局は、子と同居している者に連絡を取ることによって所在地の確認を行うことができないため、迅速かつ正確な所在の特定に支障が生じる可能性があります。 また、この欄にチェックが行われていても、子の所在の特定等を行う過程で、中央当局から照会があったこと等について、関係機関等からやむを得ず子と同居している者に通知等がなされる場合がありますので、予め御了承ください。		

「関連する係争中の民事手続」欄
 子との円滑な面会その他の交流の実現のために必要な情報ですので、正確な情報を記載してください。

「関連する刑事訴追の有無」欄
 子との円滑な面会その他の交流の実現のために必要な情報ですので、把握している限り正確な情報を記載してください。
 また、刑事訴追されていない場合でも刑事告訴、刑事告発等が行われている場合は、「その他」欄にその詳細を記載してください。

「中央当局が講ずべき措置」欄
 この欄は日本国面会交流援助申請（日本に所在する子との面会交流申請）を行う場合のみ記載してください。外国面会交流援助申請（外国に所在する子との面会交流援助申請）を行う場合は、記載は不要です。

子と同居している者による子の再連れ去りを防止するため、裁判所への申立てを行うまで、中央当局が子と同居している者と接触しないことを希望する場合、この欄にチェックしてください。
 なお、この欄にチェックが行われた場合、中央当局は、子と同居している者に連絡を取ることによって所在地の確認を行うことができないため、迅速かつ正確な所在の特定に支障が生じる可能性があります。
 また、この欄にチェックが行われていても、子の所在の特定等を行う過程で、中央当局から照会があったこと等について、関係機関等からやむを得ず子と同居している者に通知等がなされる場合がありますので、予め御了承ください。

➤ 申請書 P 7

申請書を記載した年月日を記載してください。

外務大臣殿

必ずどちらか一方を選択してください。

この申請書及び添付書類の記載は事実に相違なく、

(必ずどちらか一方を選択してください。)

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第 2 1 条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第 1 6 条第 1 項に基づき、日本国に所在している子との面会その他の交流を実現するための援助（日本国面会交流援助）を申請します。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第 2 1 条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第 2 1 条第 1 項に基づき、日本国以外の条約締約国に所在している子との面会その他の交流を実現するための援助（外国面会交流援助）を申請します。

年 月 日

(4) 面会その他の交流をすることができたことに関する説明欄について

面会交流援助申請書P4(本てびきP6)の「申請者が子との面会その他の交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき、申請者が子と面会その他の交流をすることができたことに関する説明」欄は、①法律の規定の説明、②法律への事実の当てはめ、③結論、という順に記載することで分かりやすくなります。各添付書類についての詳細は、本てびきP17の⑧を併せて御確認ください。

なお、この欄は、あくまで日本国の中央当局に援助を求める際の根拠を記載する欄であり、裁判所に申立てを行う際の根拠とは異なりますので御注意ください(この欄では、子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に当該子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づく説明を記載する必要がありますが、裁判では裁判が行われる国の法令により定められた準拠法に基づく主張を行う必要があります。)

例1 婚姻等、身分関係を根拠とする場合の記載例

根拠法令 法律名 (日本国) 民法	条文番号 第818条第3項及び第820条
説明 ① 民法第818条第3項では、「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。」、同法第820条では、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定されている。 ② 子Aは、申請者及び申請者と婚姻関係にあるBとの間の子である。申請者はBと離婚に向けた協議を行っているところであるが、現在も法的な婚姻関係は継続している。このため、申請者は婚姻中の父母として、子Aについての親権をBと共同で有している。 ③ よって、申請者は、子Aについての親権者として子Aと面会その他の交流をすることができる法的な立場にある。	

- この場合は、①民法第818条第3項及び第820条の条文と、②申請者とBの婚姻関係が継続しており、子Aが申請者とBとの間の子であることを示す住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、その他の官公庁が発行した書類等の写しを申請書の添付書類として提出してください。

例2 当事者間の法的に有効な合意を根拠とする場合の記載例①

根拠法令 法律名 (〇〇国) 家族及び親族法	条文番号 第××条
説明 ① 〇〇国家族及び親族法××条では、「夫婦は協議上の離婚をすることができる。その際、子の監護及び養育に係る費用負担について定めた書面を裁判所に提出しなければならな	

い。」と規定している。

- ② 子Aは、2009年に申請者がBと結婚していた際に、夫婦間に生まれた子である。申請者は、子Aについての監護権をBと申請者が共同で有することを合意した上で、2011年に協議離婚が成立した。
- ③ このため、申請者は子Aについての監護権に基づき、子Aと面会その他の交流をすることができる法的な立場にある。

- この場合は、①(〇〇国)家族及び親族法第××条の条文と、②子Aの監護権を申請者とBが共同で有するとの合意を証する書面の写し(本事例の場合は、当該書面が裁判所に提出されたことが書面の写し等から分かることも必要です。)を申請書の添付書類として提出してください。

例3 当事者間の法的に有効な合意を根拠とする場合の記載例②

根拠法令 法律名 (日本国)民法	条文番号 第766条第1項
説明	
① 民法第766条第1項は、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。」と規定している。	
② 子Aは、2009年に申請者がBと結婚していた際に、夫婦間に生まれた子である。申請者はBと協議の上離婚したが、離婚の際に作成した離婚協議書において、子の親権者をBとするが、申請者が月1回6時間、子Aと面会交流することができることを定めた。	
③ このため、申請者は子Aと面会その他の交流をすることができる法的な立場にある、	

- この場合は、①民法第766条第1項の条文と、②離婚協議書の写しを申請書の添付書類として提出してください。

例4 裁判所の判決等を根拠とする場合の記載例

根拠法令 法律名 (日本国)民法	条文番号 第766条第1項及び第2項
説明	
① 民法第766条第1項は、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。」と規定している。また、同条第2項は、「前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。」と規定している。	
② 子A及び子Bは、申請者と申請者と婚姻関係にあったCとの間の子である。申請者はCと離婚することとなり協議及び調停を行ったが、協議及び調停が調わなかったため離	

婚訴訟を提起した。同訴訟において、Cを子A及び子Bの親権者とするが、申請者が子A及び子Bと月に一度面会することができることとする判決が確定した。

③ このため、申請者は子A及び子Bと面会その他の交流をすることができる法的な立場にある。

- この場合は、①民法第766条第1項及び第2項の条文と、②判決の内容を証明する書類（日本においては判決正本又は謄本及び確定証明書、外国においてはそれに類するもの）の写しを申請書の添付書類として提出してください。

例5 家庭裁判所に面会その他の交流について定めることを求めることができる場合の記載例

根拠法令 法律名 (日本国) 民法	条文番号 第766条第1項及び第2項
説明	
① 民法第766条第1項は、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。」と規定している。また、同条第2項は、「前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。」と規定している。	
② 申請者は、2012年4月に協議によりAと離婚を行い、Aが子Bの親権を有することになった。しかし、離婚に際して申請者と子Bとの面会その他の交流については特に定めなかった。	
③ このため、申請者は、家庭裁判所が子Bとの面会その他の交流について定めることを求めることができる。よって、申請者は子Bと面会その他の交流をすることができる法的な立場にある。	

- この場合は、①民法第766条第1項及び第2項の条文と、②申請者と子Bの親子関係を証明する書類（住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本、子の出生証明書等）の写しを申請書の添付書類として提出してください。

3. 2人目以降の子に関する追加ページ

2人以上の子との面会その他の交流を実現するための援助を求める場合、2人目以降の子についての情報を、子1人につき1枚の「2人目以降の子に関する追加ページ」に記載して、申請書に添付してください。

記載内容は申請書のP2と同じですので、本てびきのP4を御参照ください。

4. 添付書類

(1) 添付書類の詳細

申請書には、以下の①から⑪までの11種類の書類を添付してください。

郵送の場合で書類が複数枚にわたる場合は、書類の種類ごとにホッチキス等で留めてください。

また、各書類1ページ目の右上(写真等で表面に記載できない場合は裏面)に、それぞれの添付書類の番号(①から⑪の番号)を記載してください。なお、一つの書類が複数の添付書類を兼ねている場合には、該当する全ての添付書類の番号を記載してください。

① 申請者の本人確認書類の写し(必須)

ア 本人確認書類は、以下の3つの要件を満たしているものを添付してください。

- (ア) 申請書に記載された申請者の(a)氏名、(b)住所又は居所、及び(c)生年月日、と同一の氏名、住所又は居所及び生年月日が記載されているもの。
- (イ) 官公庁(日本国の行政機関、地方公共団体等)、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関(以下「官公庁等」という。)から発行され、又は発給されたもの
- (ウ) 申請の日において有効なもの

イ 具体的には以下の書類等が考えられます。

(ア) 日本国の官公庁から発行された以下の書類等の写し

- ・運転免許証(現住所の記載があるものに限る。裏面に現住所の表示がある場合は、表裏両方の写しが必要。)
- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書
- ・住民基本台帳カード(名前、住所(現住所)、生年月日が記載されているものに限る。)又は個人番号カード(マイナンバーカード)の表面
- ・印鑑証明書
- ・戸籍謄本・抄本(戸籍の附票の写しの添付があるものに限る。)
- ・旅券(パスポート。現住所の記載があるものに限る。)
- ・各種健康保険証(現住所の記載のあるものに限る。カード方式で裏面に住所の記載がある場合は、表裏両方の写しが必要。)
- ・国民年金手帳(現住所の記載があるものに限る。)
- ・各種福祉手帳(現住所の記載があるものに限る。)
- ・在留カード(裏面に現住所の表示がある場合は、表裏両方の写しが必要。)
- ・特別永住者証明書(裏面に現住所の表示がある場合は、表裏両方の写しが必要。)
- ・外国人登録証明書(裏面に現住所の表示がある場合は、表裏両方の写しが

必要。)

- (イ) 外国政府若しくは権限ある国際機関から発行され、又は発給された(ア)に準ずる書類の写し
- (ウ) 1通で住所及び生年月日の記載がある、要件を満たす書類が添付できない場合には、それぞれの記載のある書類を複数添付してください。

例：(a)官公庁が発行した、(b)氏名、(c)住所、(d)生年月日が記載された書類((a)、(b)、(c)、(d)の4つの要件を満たす書類)が添付できない場合に、官公庁が発行した、氏名、住所が記載された書面((a)、(b)、(c)の3つの要件を満たす書類)と、官公庁が発行した氏名、生年月日が記載された書面((a)、(b)、(d)の3つの要件を満たす書類)をそれぞれ提出する。

② 申請に係る子の旅券又は身分証明書等の写し

ア 旅券の写し

子の旅券(パスポート。日本国発行の旅券に限らず、外国政府等が発行した旅券を含みます。)の写しがある場合には、当該旅券の写しを添付してください。

また、子が2つ以上の国籍を有しており、複数の旅券を有している場合は、入手できる全ての旅券の写しを添付してください。

イ 身分証明書等の写し(旅券の写しが添付できない場合のみ。)

(ア) 旅券の写しが入手できない場合には、以下の要件を満たす身分証明書等の写しを添付してください。

- ・氏名及び生年月日が記載されているもの
- ・官公庁等から発行され、又は発給されたもの

(イ) 具体的には、以下の書類等の写しが考えられます。

(a) 日本国の官公庁から発行された以下の書類等の写し

- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書
- ・住民基本台帳カード(氏名、生年月日が記載されているものに限る。)
又は個人番号カード(マイナンバーカード)の表面
- ・戸籍謄本・抄本
- ・各種健康保険証
- ・各種福祉手帳

- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・外国人登録証明書

(b) 外国政府若しくは権限ある国際機関から発行され、又は発給された
(a) に準ずる書類の写し

③ 申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に当該子が常居所を有していた国又は地域に当該子が常居所を有していたことを明らかにする書類の写し

※ 2人以上の子について申請を行う場合には、申請に係る子全員分

ア 上記②の申請に係る子の旅券又は身分証明書等の写しに、子の上記国又は地域における住所が記載されている場合には、③の書類の写しを添付することは不要です（上記国又は地域における住所が別のページに記載されている場合には、必ず子の住所が記載されているページも添付してください）。

この場合は、②で提出した書類の右上（又は裏面）には②及び③の両方の番号を記載してください。

イ ②の書類が③を兼ねない場合には、申請に係る子が上記国又は地域に常居所を有していたことを明らかにする書類の写しとして、例えば、以下の書類の写しを提出してください。

- ・官公庁等から子を名宛人として、子が常居所としていた住所に送付された郵便物の、(ア)宛名、(イ)宛先、(ウ)差出人が記載され、(エ)子と面会その他の交流をすることができなくなる直前の日付の消印が押印されているページ
- ・子が上記国又は地域の学校、幼稚園等に継続的に通っていたことを示す書類

④ 申請に係る子の写真

※ 2人以上の子について申請を行う場合には、申請に係る子全員分

可能な限り以下の要件を満たす写真を添付してください。

ア 全身が写っているもの

イ 顔が識別できるもの

ウ カラーのもの

※ 全身が写っている写真と顔の写真をそれぞれ1枚ずつ計2枚の写真を添付しても差し支えありません。

⑤ 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の旅券
又は身分証明書等の写し

ア 旅券の写し

申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の旅券（日本国発行の旅券に限らず、外国政府等が発行した旅券を含みます。）の写しがある場合には、当該旅券の写しを添付してください。

また、当該者が2つ以上の国籍を有しており、複数の旅券を有している場合は、入手できる全ての旅券の写しを添付してください。

イ 身分証明書等の写し

（ア） 旅券の写しが入手できない場合には、以下の要件を満たす身分証明書等の写しを添付してください。

- ・ 氏名及び生年月日が記載されているもの
- ・ 官公庁等から発行され、又は発給されたもの

（イ） 具体的には、以下の書類等の写しが考えられます。

（a） 日本国の官公庁から発行された以下の書類等の写し

- ・ 運転免許証
- ・ 住民票の写し、住民票記載事項証明書
- ・ 住民基本台帳カード（氏名、生年月日が記載されているものに限る。）
又は個人番号カード（マイナンバーカード）の表面
- ・ 印鑑証明書
- ・ 戸籍謄本・抄本
- ・ 各種健康保険証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 各種福祉手帳
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 外国人登録証明書

（b） 外国政府若しくは権限ある国際機関から発行され、又は発給された（a）に準ずる書類の写し

⑥ 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の写真

可能な限り以下の要件を満たす写真を添付してください。

ア 全身が写っているもの

イ 顔が識別できるもの

ウ カラーのもの

※ 全身が写っている写真と顔の写真をそれぞれ1枚ずつ計2枚の写真を添付しても差し支えありません。

⑦ 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができたことの根拠となる、申請者が当該子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に当該子が常居所を有していた国又は地域の法令の関係条文

ア 申請書P 4に記載した根拠法令の条文を添付してください（関係する条文のみ。法律全体の添付は不要です。）。

イ なお、申請の審査の段階で、中央当局から申請者に対し、上記国又は地域の国際私法（抵触法。どの国の法律が適用されるべきかを定めた法令等。）の規定についても、説明、条文の提出を求める可能性があります。国際私法も含めた根拠法令について十分に理解した上で申請を行うようお願いします。

⑧ 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができたことを証明する官公庁等若しくは法令に基づく権限を有する者から発行された書類又は関係者における合意を証する書面その他これに類するものの写し（必須）

ア 申請書P 4に記載した申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができる立場にあることに関する説明を裏付ける以下のいずれかの書類を添付してください。

- (ア) 官公庁等若しくは法令に基づく権限を有する者から発行された書類
- (イ) 関係者における合意を証する書面
- (ウ) その他、(ア) 及び (イ) に類するもの

イ 具体的には、以下の書類等の写しが考えられます。ただし、何を根拠に面会その他の交流をすることができる立場にあると説明しているかによって添付する書類が異なりますので、御自分の事案を踏まえて適切な書類を添付してください。

- (ア) 親子関係、婚姻関係の有無等、法的身分関係が面会その他の交流をすることができたことの説明の根拠となっている場合
 - ・戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し又はこれらに類する書類
 - ・(戸籍、住民票に類する制度が存在しない国の場合) 結婚証明書、出生証明書等

(イ) 司法機関等の決定が根拠となっている場合

- ・子との面会その他の交流についての審判書、判決書等の正本又は謄本、及び当該審判、判決等の確定証明書（審判書、判決書等を添付する場合は、必ず確定証明書も合せて添付してください。）
- ・子との面会その他の交流について定めた外国裁判所の確定した判決が記された書面

(ウ) 合意が根拠となっている場合

- ・子との面会その他の交流を定めた法的に有効な合意が記された書面（子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に当該子が常居所を有していた国又は地域の法律により、当該書面の公的機関への登録、認証、届出、提出等の手続が必要とされている場合には、当該手続が履行されていることが書面上明確であることを要します。）

(エ) その他

- ・子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に当該子が常居所を有していた国又は地域の法令により、上記の（ア）から（ウ）以外の事実、意思等が、申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができる立場にあることの根拠となる場合は、その根拠となる事実、意思等を示す書類

⑨ 申請に係る子との面会その他の交流が妨げられていることを明らかにする書類その他これに類するものの写し

面会その他の交流が妨げられていることを明らかにする書類としては、例えば、以下の書類等の写しが考えられます。

- ・子との面会その他の交流を妨げている者等が申請者に送信した子と面会その他の交流をさせないとの意思が示されたメールや手紙（送信者名、宛先名、消印又は送信日及び該当部分だけで構いません。）
- ・関係する機関へ届出を行ったことの証明書

⑩ 申請に係る子と同居していると思料される者の旅券又は身分証明書等の写し

※ 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者以外に、子と同居していると思料される者がいない場合は添付不要。

ア 旅券の写し

申請に係る子と同居していると思料される者の旅券（日本国発行の旅券に限

らず、外国政府等が発行した旅券を含みます。)の写しがある場合には、当該旅券の写しを添付してください。また、当該者が2つ以上の国籍を有しており、複数の旅券を有している場合は、入手できる全ての旅券の写しを添付してください。

イ 身分証明書等の写し

旅券の写しが入手できない場合には、以下の要件を満たす身分証明書等の写しを添付してください。なお、具体例については⑤を御覧ください。

- ・氏名及び生年月日が記載されているもの
- ・官公庁等から発行され、又は発給されたもの

⑪ 申請に係る子と同居していると思料される者の写真

※ 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者以外に、子と同居していると思料される者がいない場合は添付不要。

可能な限り以下の要件を満たす写真を添付してください。

ア 全身が写っているもの

イ 顔が識別できるもの

ウ カラーのもの

※ 全身が写っている写真と顔の写真をそれぞれ1枚ずつ計2枚の写真を添付しても差し支えありません。

(2) 要件を満たす書類が入手できない場合

定められた要件を満たす書類が添付できない場合には、要件の一部を満たす書類その他の添付すべき書類に類する書類を代わりに添付してください。また、この場合には、「申請書添付書類一覧表」の「書類を添付できない理由」欄に、必ず代わりとなる書類を添付していること及びその理由を明記してください。

(3) 添付書類の省略

申請者の本人確認書類の写し((1)①)及び、子と面会その他の交流をすることができたことを証明する書類の写し((1)⑧)を除く他の書類については、やむを得ない事由があると認められるときは、外務大臣は、その書類の添付を省略させることができるとされています。

代替りの書類も含め書類を添付することができない場合や、書類の入手に時間がかかるため提出が遅れる場合等には、「申請書添付資料一覧表」に当該資料の番号を明記するとともにその理由を明記してください。

なお、申請者の本人確認書類の写し((1)①)及び、子との面会その他の交

流をすることができたことを証明する書類の写し（(1) ⑧）は、必ず提出していただく必要があります。これらの書類が添付されていない場合には、申請が却下されることとなります。

5. 添付書類一覧表

面会交流援助申請書 添付書類一覧表

《注意事項》

▶ 本表の記載方法及び個別の添付書類についての説明は「面会交流援助申請のてびき」を御参照下さい。

1. 添付書類		
整理番号	添付	添付書類の名称
①	<input type="checkbox"/>	申請者の本人確認書類の写し
②	<input type="checkbox"/>	申請に係る子の旅券又は身分証明書等の写し
③	<input type="checkbox"/>	申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に当該子が常居所を有していた国又は地域に当該子が常居所を有していたことを明らかにする書類の写し
④	<input type="checkbox"/>	申請に係る子の写真
⑤	<input type="checkbox"/>	申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の旅券又は身分証明書等の写し
⑥	<input type="checkbox"/>	申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の写真
⑦	<input type="checkbox"/>	申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に当該子が常居所を有していた国又は地域の法令の関係条文
⑧	<input type="checkbox"/>	申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができたことを証明する官公庁等若しくは法令に基づく権限を有する者から発行された書類又は関係者における合意を証する書面その他これに類するものの写し
⑨	<input type="checkbox"/>	申請に係る子との面会その他の交流が妨げられていることを明らかにする書類その他これに類するものの写し
⑩	<input type="checkbox"/>	申請に係る子と同居していると思料される者の旅券又は身分証明書等の写し
⑪	<input type="checkbox"/>	申請に係る子と同居していると思料される者の写真
2. 書類を添付できない理由等についての説明		
整理番号	書類を添付できない又は代替りの書類を添付している理由等	
	<p>▶ 要件を満たす書類が添付できず、代替りの書類を添付している場合や、やむを得ない理由により、書類が添付できない場合は、当該書類の整理番号及び添付できない具体的な理由や状況を明記してください。</p> <p>▶ 理由を記載する際は、「書類を入手できない」、「保有していない」といった事実だけを記載するのではなく、<u>なぜ入手できないのか、なぜ保有していないのか、という具体的な理由まで記載してください。</u>理由の記載が不十分である場合には、中央当局から追加の説明を求める可能性もあります。</p> <p>▶ ①⑧については、提出されない場合には申請が却下されます。</p> <p>▶ ⑩⑪について 子との面会その他の交流を妨げていると思料される者以外に、子と同居している可能性がある者がいない場合（申請書P5が空欄の場合）には、⑩⑪を添付しない理由を明記する必要はありません。</p>	

6. 申請書類の提出

(1) 写しの保存

提出された申請書類（添付書類を含む。）は、返却しません。また、中央当局により申請書の審査や、援助を行う過程で、中央当局から、申請書の記載内容について質問や確認を行うことがあります。このため、送付前に、必ず申請書類（添付書類を含む。）の写しをとり、お手元にお持ちください。

(2) 提出方法

申請書類は、以下の宛先に郵送又は電子メール（添付書類はスキャン）で御提出ください。郵送又は電子メール以外の方法（ファクシミリ、持参等）による提出は認められません。なお、10MBを超える容量の電子メールは受信できませんので、これを超える場合には、添付書類等を複数のメールに分割して送付してください。

<郵送先>

〒100-8919

東京都千代田区霞が関2-2-1

外務省領事局ハーグ条約室 申請書受付担当

<電子メールアドレス>

hagueconventionjapan@mofa.go.jp

7. 申請後の流れ

(1) 申請の受付通知

申請書類が日本国の中央当局に届いた場合、中央当局は遅滞なく、申請書に記載された申請者の電子メールアドレス宛て（電子メールをお持ちでない方は申請書に記載されている住所又はFAX番号宛て）に、申請書類を受け付けたことを通知する文書を送信します。申請書類が中央当局に到達しているの見込まれる時期から数日が経過しても上記通知が届かない場合には、中央当局に御連絡ください。

(2) 申請書類の審査

中央当局は、申請書類を受け付けてから遅滞なく審査を開始し、2週間以内を目途に、援助決定、申請の却下等の通知を行うか、又は申請者に申請書類の内容を確認するために連絡を取ることとしています。

申請書類の受付後、2週間以内に審査状況についてお問い合わせいただいて

も審査の状況について回答できませんので、御了承ください。

(3) 申請書の記載事項の修正

申請書類の提出後、申請書類の記載事項に変更がある場合は、必ず中央当局に御連絡ください。

また、中央当局が、書類の追加ないし訂正等を行うよう連絡した場合には、追加すべき書類ないし訂正等を行った書類を速やかに提出してください。書面が速やかに提出されない場合、中央当局による迅速かつ適切な申請の審査又は援助の実施に支障が生じる恐れがあります。

(4) 援助決定の取消し

外務大臣は、援助決定を行った場合でも、援助決定を受けた者について、次に掲げるいずれかの取消事由に該当することが判明したときは、援助決定を取り消すことがあります。

<面会交流援助申請の取消事由>

- 1 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「法」という。）第18条第1項各号又は第23条第1項各号のいずれかの却下要件に該当していたにもかかわらず、援助決定等を受けたこと。
- 2 法第16条第1項又は第21条第1項のいずれかの要件が欠けていたにもかかわらず、援助決定等を受けたこと。
- 3 援助決定後に、法第18条第1項各号又は第23条第1項各号のいずれかに該当するに至ったこと。
- 4 援助決定後に、法第16条第1項又は第21条第1項のいずれかに該当しなくなるに至ったこと。

8. 問合せ先

申請書類や申請の方法に関して、質問がありましたら下記の問合せ先まで御連絡ください。

<問合せ先>

外務省領事局ハーグ条約室

電話番号 03-5501-8466

受付時間 平日 9:00～17:00（12:30～13:30を除く）

電子メールアドレス hagueconventionjapan@mofa.go.jp

※ 電話での問い合わせの場合、申請書類、申請方法についての問合せである

旨をお伝えいただくと、スムーズに担当にお繋ぎできます。

【申請書類提出前の最終チェックリスト】

- 日本国の中央当局ホームページを確認の上、申請の却下事由に該当しないかどうかの事前チェックを行いましたか。

- 申請書類は全てそろっていますか。
 - ① 面会交流援助申請書
 - ② 2人目以降の子に関する追加ページ（2人以上の子との面会その他の交流に関する援助を求める場合のみ）
 - ③ 添付書類
 - ④ 添付書類一覧表

- 添付書類に漏れはありませんか。

- 申請書類の写しはとりましたか。

- 宛先、差出人の記載に間違いはないですか。